

國學院大學學術情報リポジトリ

神社と文化財

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池谷, 浩一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001938

神社と文化財

池谷 浩一

要旨

我が国は悠久の歴史を有し、四季に富み、国土は南北に長く地方色も豊かである。このため伝統文化が育まれ、数多くの多彩な文化財に恵まれており、文化財は文化財保護法に基づいて指定・保護・活用される。

現行の文化財保護法は現在までに幾度かの改正が行われており、最初の制定は昭和二十五（一九五〇）年であるが、同法は新規のものではない。それは古社寺保存法を濫觴としており、我が国の文化財保護制度は社寺を対象とすることから始まった。その後、保護対象が拡大されて史蹟名勝天然記念物保存法や国宝保存法等が制定された。これらの諸制度を一つの法令に統合したものである。

文化財は有形・無形を問わず多彩な形態を示し、近年は物件や行事だけではなく、文化的景観として環境そのものが保護の対象となっている。また、文化財には多くの神社関係のものが存するが、それは何故か。

本稿では、

①昭和二十（一九四五）年以前の文化財保護諸制度について概観、現行の文化財保護法との相違点。

②文化財保護法の制定及び改正について。

③何故多くの神社関係の文化財が伝えられているのか。について、神社に視点を置きつつ考察する。

キーワード

文化財、文化財保護制度、文化財保護法、神社、神社界、産土、氏神、鎮守、統治の正当性、共通の価値、伝えるべきもの

はじめに

文化とは、建造物・物品、技術・思想・科学・宗教・制度等の人間が形成してきた有形・無形の所産である。

そして文化財とは、これら文化的活動により生み出される諸々の事物・事象のうち価値を有するものをいう。さらに、これらの中から国及び都道府県・

市町村によって指定されたものを指定文化財と称する。

我が国は悠久の歴史と優れた伝統を有し、季節の変化に富み、地方色も豊かである。そのため有形・無形を問わず質が高く、量・種類ともに豊富な文化財に恵まれている。

現行の文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の六種に分類、都道府県や市町村指定

の文化財の分類もほぼこれに準拠している。

ところで、日本文化の特徴を表すものの一つとして神社が挙げられる。神社は古代から現在に至るまで継承されてきた文化的所産である。本稿ではここに注目し、我が国の文化財保護の歴史的経緯及び神社と文化財の関係について考察する。

一 文化財保護の流れ

現在、文化財の保護行政は昭和二十五年に制定された文化財保護法に基づいて行われているが、同法は新たに設置されたものではなく、昭和二十年以前から施行されていた文化財の保護に関する様々な法律を統合したものである。本章では主として明治から昭和二十年までの文化財保護制度の流れについて概観し、その特徴を抽出する。

「古器旧物保存方」¹⁾

幕藩体制が終焉を遂げ、鎖国状態から西欧文明に積極的な受け入れを始めた我が国は、近代国家へと移行するなかで政治・経済・文化等広範囲にわたって大きな変動が生じた。所謂「文明開化」の風潮の中で伝統文化は軽視され、慶応四（一八六八）年に布告された神仏判然令²⁾に発する廃仏毀釈等も影響して、多くの文化財が散逸・破壊の危機にあった。

このため政府は明治四（一八七二）年五月「古器旧物保存方」の太政官布告を発し、古器旧物の保全と品目及び所蔵人を記載した目録の作成・提出を命じた。

布告では古器旧物を時勢の変遷や制度・風俗の沿革を考証するために大切なものであると位置付け、三十一の品目に分類、適宜対象となるものを例示している。³⁾

その対象とされたものは宝物の類だけでなく、農具などの民俗資料や化石などの考古資料が含まれ、現行の文化財保護法⁴⁾の美術工芸品の大部分を網羅している。しかし、この時点では建造物や史蹟名勝天然記念物は保存の対象となっていない。

これを受けて各府県より目録が大蔵省及び文部省に提出され、翌明治五（一八七二）年には両省による実地調査が行われた。これは後年「臨時全国宝物取調局」において行われる調査の先駆となった。

「古墳発見ノ節届出方」⁵⁾と「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」⁶⁾

陵墓の所在比定に関連して、明治七（一八七四）年五月太政官から「古墳発見ノ節届出方」により、現在調査中であるので伝承のある場所や古墳と思われる場所は開墾に際してみだりに発掘しないように、さらに開発予定地にこれらがある場合は絵図面を添えて教部省に伺い出るように布達された。その後明治十三（一八八〇）年十一月に宮内省から各府県に「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」が通牒され、風雨により石槨土器などが露出したり開墾中に古墳を掘り当てた場合には伝承の有無に関わらず詳細な絵図面を作成、地名及び近傍の字名を調査して宮内省に申し出るように求められた。

「古社寺保存金」

近代化が推し進められる中、社寺は経済的に逼迫し運営が困難になっていった。このため、内務省では明治十三年から約十五年にわたって「古社寺保存金」として総額十二万一千円を全国五三九の社寺に交付、保存金を積み立てた利子を運営の経費にあてることを奨励した。これは古社寺を建築物という「物件」としての保存ではなく、社寺が有する本来の機能を存続せしめることを目的としていた。

「臨時全国宝物取調局」

「古器旧物保存方」による調査の後、明治十七（一八八四）年から文部省では社寺所蔵の古美術の調査を行った。そして明治二十一（一八八八）年九月、宮内省に「臨時全国宝物取調局」が設置され、同三十（一八九七）年五月までの間に絵画・彫刻・美術工芸・書蹟・古文書について絵画（七四、七三二）・彫刻（四六、五五〇）・美術工芸品（五七、四三六）・書蹟（一八、六六五）・古文書（一七、七〇九）の合計二一五、〇九一点が調査された。この臨時全国宝物取調局は明治三十年十月には廃止され、その事務は当時宮内省の所管であった帝国博物館（後の東京国立博物館）に引き継がれた。

また、日清戦争を経て高揚した民族意識は自国の文化を継承する基盤である文化財の危機的状況に対する反省を促し、これを解決すべく速やかに法律によって国の保護を加える必要があるとの機運が生じた。

「古社寺保存法」⁷⁾

このような時代を背景として、明治三十年六月に「古社寺保存法」が制定された。

同法により、建造物や宝物類の維持修理が困難である古社寺は保存金の下付を内務大臣に願い出ることができるとされ（同法第一条）、また内務大臣は古社寺保存会に諮問して特別保護建造物と国宝の資格があるものとを定めることができ（同法第四条）、さらに定められた特別保護建造物と国宝は処分や差し押さえが禁止されたが、内務大臣の許可を得て公開の展示場に出陳することはできることとされた（同法第五条）。これに対し社寺は内務大臣の命令で官立・公立の博物館へ国宝を出陳する義務を負うが、祭典法要に必要なものについてはこの限りではないとされ（同法第七条）、この方針は後の国宝保存法に受け継がれている。また、社寺に属さない名所旧蹟についてもこの法律を準用することができるとされている（同法第十九条）。

同法は保護対象を指定し、必要な措置を行うという点において現行の文化

財保護法に基づく諸制度の原型をなしている。

また、同法第七条に規定されている国宝の出陳義務に関して、祭典法要に必要なものは例外とされていることは、社寺と文化財行政を考える上で重要な要素となる。

なお、同法に基づく事務は大正二（一九一三）年に文部省宗務局に移管された。

「史蹟名勝天然紀念物保存法」⁸⁾

史蹟や名勝、動植物などの記念物に関しては、建造物や美術工芸品に比して大きく注目されることがなかったが、名所旧蹟に関して古社寺保存法で社寺所有でなくても同法を準用することができ旨が規定されていた。

しかし、国力増強という時代の流れの中で、土地の開拓・道路の新設・鉄道の開通・工場の設置など近代化に伴う国土開発は様々な史蹟や自然の破壊や衰微をもたらした。これは是正は国が取り組むべき課題であるとの考えから、大正八（一九一九）年四月に「史蹟名勝天然紀念物保存法」が制定され、同法により指定は内務大臣が、緊急の場合は地方長官が仮指定を行えること（同法第一条）、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為は地方長官の許可を必要とすること（同法第三条）、内務大臣は保存のために地域を定めて一定の行為の禁止及び制限、必要な施設を命じることができる（同法第四条）などの保護制度が整い、同法の施行に伴い古社寺保存法の第十九条が廃止された。

なお、同法に基づく事務は昭和三（一九二八）年に文部省宗務局に移管された。

「国宝保存法」⁹⁾

明治維新から半世紀以上を経て、城郭等建造物の荒廃や旧大名家の宝物類の散逸若しくは緊急の修理の必要など、社寺所有の物件だけではなく国や地

方公共団体・個人又は法人の所蔵するものについても保護措置を講ずる必要が認識されるようになった。

このため昭和四（一九二九）年三月、古社寺保存法を拡充発展させた「国宝保存法」が制定された。同法により建造物・宝物・その他の物件で特に歴史の証徴又は美術の模範となるべきものを文部大臣が国宝として指定できることとされ（同法第一条）、古社寺保存法で「特別保護建造物」と「国宝の資格あるもの」とされていたものを「国宝」として統一、指定対象が社寺所有以外にも広がった。また、国宝の輸出又は移出は文部大臣の許可がある場合以外はできないこと（同法第三条）、維持修理以外には文部大臣の許可なくして現状の変更はできないこと（同法第四条）、国宝の所有者は祭祀法要又は公務に必要・その他已むを得ない理由がある場合を除いては帝室・官立・公立の博物館や美術館に出陳の義務があること（同法第七条）、社寺所有の国宝は文部大臣の許可がない限り処分又は担保とすることができないこと（同法第十三条）、社寺所有以外の国宝も維持修理に必要な補助金の交付を受けられること（同法第十四条二項）などが定められている。

「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」¹¹

国宝に指定された建造物や美術工芸品には保護が加えられ保全が期されたが、指定物品以外にも多くの重要な美術品が存した。これらの海外流出を防ぐため昭和八（一九三三）年四月「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。

同法により、国宝以外で歴史上又は美術上特に重要な価値があると認められる物件を輸出又は移出する場合に文部大臣許可を必要とした（同法第一条）。但し、現存者の製作に係るもの・製作後五十年を経過していないもの・輸入後一年を経過していないものは例外としている。また、輸出又は移出の許可申請があつて許可をしない場合には申請の日から一年以内の国宝に指定するか重要美術品としての認定を取り消す（同法第三条）ことなどが定めら

れた。

以上、昭和二十年以前における文化財保護制度の流れを概観したが、これまでの諸法令にはある特徴が見られる。

先ず、保護の対象となる建造物や古器旧物・美術工芸品及び史蹟・名勝・動植物等の記念物はいずれも形を有する物件、即ち全て有形であり、行事や技術等の無形の文化的所産は文化財として保護対象とされていないことが挙げられる。

次に保護の対象が当初は社寺所蔵のものに限定されていたが、後に国や地方公共団体、個人及び法人等が所蔵するものに広がっていることが指摘できる。さらに指定された文化財の役割に注目すると、現行の文化財保護法との相違点が明確に表れてくる。

即ち、古社寺保存法及び国宝保存法において、所蔵者は保護指定物件を展覧会等へ出陳する義務があるとされ、これは現行の文化財保護法と同様である。しかし、前者では祭祀法要・公務執行に必要な場合や已むをえない事情がある場合はその限りではないとされている点が大きく異なる。

神社や寺院の社会における役割として「祭祀法要」があるが、それに必要である場合には「出陳の義務」より前者を優先させていることが注目される。この点が現行の文化財保護法による指定、特に神社所蔵の物件に関して大きな変化をもたらす。

二 文化財保護法制定と神社界

昭和二十年、戦争が終結した。しかし戦禍は我が国の物資と精神、更には文化財にも及び、経済的混乱も加わりその荒廃は止まることなく、速やかな国による保護が求められた。そのような状況の中、昭和二十四（一九四九）年一月の法隆寺金堂の災上を始めとして、数々の文化財が焼損・焼失した¹²。これら

の事件を契機として新たな文化財保護の法律制定の機運が高まった。

なお、昭和二十五年の文化財保護法の制定・施行まで国宝保存法は効力を有していたが、いくつかの課題があった。

例えば、国宝保存法第十三条によれば、神社や寺院が所有する国宝は文部大臣の許可がなければ処分又は担保とすることができないと規定されているが、これは日本国憲法第二十条で保障する信教の自由に反する可能性があった。また、国宝保存法第十四条によれば神社や寺院が所有する国宝の維持修理に対して国が補助金を交付することができ旨が規定されているが、これも同様に憲法第八十九条で禁じている宗教上の組織や団体への公金の支出となる可能性があった。したがって、新たに制定される文化財保護法にはこれらの課題を解決する必要があるためである。

社殿等の建造物を始めとして多くの国宝を有する神社界においても文化財保護法への関心は高く、同法の内容は「死活的大問題」との危機感があつた。⁽¹⁵⁾文化財保護法の制定について神社本庁では協議の結果、

国宝又は重要文化財の出品命令に対して、祭祀法要に必要な場合はこれを除外することの明文化。

社寺設置の宝物館・陳列館、宗教法人主催の陳列拝観時の入場税の免除。

指定に関する調査に当たっての信教自由の尊重。

埋蔵物発掘に関して、境内や本殿の下方がその対象となった場合の事情の参酌。

無形文化財に関して、地方神楽や雅楽等の補助の強化と技術者への援助の考慮。

等、五項目の希望意見を日本宗教連盟を通じて参議院の文部委員会に具申することになった。⁽¹⁶⁾

また、神社本庁では、文部省からの依頼もあり、昭和二十五年六月一日付をもって各都道府県神社庁宛に国宝、重要文化財、史蹟名勝天然記念物としての価値があると思われるものや保護助成を講ずべきと思われるものの文化

財の調査報告の依頼状を發した。その内容は、

○有形文化財として、建造物（神社の本殿、拝殿、幣殿、社務所等）、絵画、彫刻、工芸品（陶器等）、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料、その他有形の文化的所産で、わが国にとって歴史上又は芸術価値の高いもの及び考古資料。

○無形文化財として、演劇（神社伝統の芸能等）、音楽（雅楽、神楽等）、工芸技術、その他無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。⁽¹⁸⁾

等があげられている。さらに、無形文化財や史蹟名勝天然記念物について
○伝統的な神楽や雅楽等が技能者の死亡により絶えてしまうもの、優秀な織物や彫刻等の技術者が経済的な理由により技術が衰微してゆく様な場合は助成金をもって継承者を育成する。

○その人だけの特技である場合には、唄ならレコード化し、舞なら映画として文部省に保存することとなっているが、これ等の特技者はあまり中央に知られていないので該当者は申請してほしいと文部省でも望んでいる。⁽¹⁹⁾

○史蹟名勝及び天然記念物についても無関心ゆえの破壊を懸念し、特にその申出も望んでいる。⁽²⁰⁾

右の依頼にに応じて無形文化財について二十三県から五十四件・特殊技術者三名の報告があり、昭和二十五年八月九日現在をもって文部省に中間回答書を提出した。

さらに、至急保存を要する文化財―国宝、重要美術品に指定されているものを除く―について神社本庁では調査を行ったが、これらを文化財として国家の保護下に置くためには各都道府県に設置の文化財保護委員会に申請又は連絡をとることが必要なので、各県神社庁長宛に、

一、都道府県の文化財保護委員会に神社側からの委員を加えてもらうように尽力すること。

一、神社庁内に神社文化財調査委員会を作り、その中に都道府県の文化財保護委員会の委員にも加わって貫い連絡を密にすること。

を通牒した。²¹⁾

なお、神社関係の文化財は、昭和二十五年九月末現在で有形文化財四五七件、無形文化財一〇五件、史蹟六四件となっている。²²⁾

ところで、文化財保護法では従来の国宝保存法と大きく異なり、当該文化財が社寺所有であるか否かによる保護内容の差異が無くなり、斉しく「文化財」として扱われるようになった。これにより国宝保存法第十三条及び十四条の問題が解消したのだが、一方では新たな問題が生じた。

文化財保護法第四十八条には重要文化財の出品の勧告及び命令が規定されているが、そこには社寺所有であるがゆえの措置、祭祀法要に必要な場合における出陳の義務の免除は無い。これが同法による文化財指定に大きな影響を及ぼしている。

その一例として香川県善通寺市・大麻神社の御神体修理の件があげられる。昭和二十六（一九五二）年、旧国宝である大麻神社の御神体（神像）が、国庫の補助により修理されることになり、当局から他の文化財と合せて一定の場所に集めて修理したいと社外への持出しを要望された。神社側では社内に於て施工されることを望んだが、技術上やその他の関係から持出しはやむを得ないとされ、同県神社庁ではこの件について神社本庁に問い合わせた。当時、旧国宝の神像は全国で四十三神社百四十九軀、重要美術品としては四神社十軀、この内半数は御神体であるとみられており、神社本庁理事会ではこれを慎重に検討した結果、御社宝としての御神像はやむを得ないが、御神体は神職が氏子ともども奉護すべきであるとした上で、大麻神社の御神体の修理については、極力特別取扱いにされるように神社本庁から文化財保護委員会へ申入れをすることとなった。²³⁾

この一件は単に「神像の修理」に止まらず、神社と文化財の関係に大きな問題を提示している。それは修理の対象が「御神体」であることである。御神体は神霊の依代²⁴⁾であり信仰の対象である。しかし、先に述べたように新たに定められた文化財保護法の規定には、国庫が管理又は修理費用の全額若しくは一部を負担又は補助金を交付した文化財の展覧会等への出品をその所有者・管理者に対して命じることができるとあるが、従来の国宝保存法とは異なり、祭祀法要に必要な場合における例外は無い。

したがって、神社本庁の見解として、御神体を国宝に指定することは信仰の乱れる基であり、今後なされる国宝の再指定は極力避くべきであるとして、その旨を関係神社に通知することになった。²⁵⁾

御霊代²⁶⁾の公開に関しては、奈良県吉野町・吉野水分神社の一件がその例としてあげられる。

昭和二十九（一九五四）年二月初旬、吉野水分神社に同町文化財関係者が訪れ、同神社の御霊代である御神像の撮影を申出た。これに対し同神社は御霊代としての御神像であるため、公開出来ない旨を説明して撮影を拒否した。しかし県文化財関係者や美術学者は県文化財指定を理由に更に公開を求めた。しかし、御霊代である御神像については明治初年以來「神聖保持」か「美術保存」で盛んに議論され、明治三十五（一九〇二）年頃に至り「神聖保持」という結論が出されている。そして大正三（一九一四）年には内務省令で「御霊代は公衆に拝観させることを得ず」と規定され、神職が特別の理由により拝観する時も関係長官の許可を必要とした。神社本庁の見解も「御霊代としての御神像は信仰の重要な対象であり、濫に公開してはならない」としている。²⁷⁾

この一般公衆への御霊代拝観の禁止は一貫しており、当該神社宮司が奉仕上真にやむを得ない理由によって拝観する場合にも、神社本庁統理の承認を受け、なおかつ三日間の潔斎が必要であると通牒されている。²⁸⁾

さらに、学術調査や文化財調査による御霊代の拝観の願い出に不用意に応

じることのないように通牒されている。²⁹⁾

文化財行政は文化財保護法が基盤となつていくように「保護」が中心となる。この点において神社界と目的を同じくする。しかし、同じ神像であっても、それが御神体（御霊代）であるならば、調査研究、さらに公開へと至るに従いその差異は次第に大きくなる。これは神社信仰における特色の一つであり、寺院の本尊と決定的に異なる点である。³⁰⁾

これは神社信仰の特質であり、先述したように昭和二十年以前と現行の文化財保護法とは指定物件との関係において存する差異により生じた事例である。では、文化財にとつて「信仰」という要素は障害であるのか。

確かに文化財の指定・選定・認定には基準が定められており、歴史上・芸術上・学術上・観賞上の価値が高いことが条件となつていますが、信仰上の価値は含まれない。³¹⁾しかし、有形・無形を問わず、現存或いは存続していることが大前提であることを忘れてはならない。当該物件・行事・技術は継承すべきものとして今日まで伝えられてきたからこそ文化財として指定されるのである。この件に関しては後に述べる。

ところで、文化財保護法は現在までに幾度も改正が行われているが、これと神社界はどのような関係にあるのか。

次章では現行の文化財保護法の制定と改正及び神社界の動向について概観し、現時点における文化財の体系を確認する。

三 文化財保護法の改正

現在文化財行政は文化財保護法に基づいて行われており、同法は昭和二十五年の制定より幾度かの改正がある。本章では指定対象の変遷を中心にその流れを概観する。

昭和二十五（一九五〇）年の制定³²⁾

従来の「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然紀念物保存法」における建造物・美術工芸品・考古資料・史蹟・名勝地・動植物・地質鉱物等の有形文化財に、従来保護対象ではなかった無形文化財を加えて一つの法律で統括、文化財の類型ごとに保護の仕組みを制度化した。種別は次の通り。

○有形文化財を「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料等の他有形の文化的所産で、我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料」と定義し、重要文化財に指定、その中でも特に貴重なものを国宝に指定できることとした。

○無形文化財を「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」と定義し、助成の措置を講ずべき無形文化財を選定できることとした。

○史跡を「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの」、名勝地を「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの」、天然記念物を「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然現象が生じる土地を含む）で我が国にとつて学術上価値の高いもの」と定義し、各々史跡・名勝・天然記念物として指定、その中でも特に貴重なものを特別史跡・特別名勝・特別天然記念物として指定できることとした。

神社界は同法の制定を切実に望んでおり、積極的に意見具申を行っていた。また、同法による無形文化財の保護規定は、諸般の事情により神楽や雅楽など祭典に必要な技術が衰微の傾向にある神社界にとつて、大きな意義があったのである。³⁴⁾

昭和二十九（一九五四）年の改正³⁵

昭和二十五年の文化財保護法制定時に「助成の措置を講ずべき」として選定対象であった無形文化財を「重要無形文化財」として一類型を設けて指定。また重要無形文化財以外の無形文化財のうち「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」を選択できることとした。さらにその技術の保持者の認定制度を設けた。所謂「人間国宝」である。

それまで有形文化財の一部とされていた民俗資料を「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服・器具・家屋その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と定義し、重要民俗資料として指定、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料」を選定できることとした。しかし、この段階では保護対象となるのは有形の民俗資料であり無形の民俗資料は「記録作成」の対象であった。

また、有形文化財の章から埋蔵文化財を独立し新たに1章をたて、保護制度を拡充した。また、史跡・名勝・天然記念物を「記念物」として文化財の一類型とした。

しかし、この時点では祭礼行事・信仰行事は保護の対象となっていない。

昭和五十（一九七五）年の改正³⁶

有形文化財の定義に「学術上価値が高い歴史資料」を加えた。

また、無形文化財の指定について、従来の保持者の認定に加えて保持団体を認定できるようにした。

昭和二十九年の改正時に独立させた民俗資料が民俗文化財と呼称が改められ、次のように規定した。

○民俗文化財を重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財として指定、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」を選択できることとした。

また、それまで無形文化財と民俗資料の双方に属するものとされていた民俗芸能を民俗文化財の一形態として位置づけた。

さらに、建造物を単体としてではなく、これと一体となってその価値を形成している環境を次のように規定した。

○伝統的建造物群として「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義し、

伝統的建造物群保存地区として市町村が指定、さらに市町村の申出により重要伝統的建造物群保存地区として選定できることとした。

文化財の新たな類型を設けたのである。伝統的建造物を有する神社はこの類型において重要な要素となる。

この他、文化財の保存に必要な技術又は技能の保護のために1章がたてられ「選定保存技術」として当該技術の保持者又は保存団体を認定し、必要な措置をとれることにした。伝統的建造物や神像や絵画類等を数多く有する神社界にとって注目される改正であった。³⁷

この度の改正で注目すべきは無形民俗文化財の制定である。これまで祭礼や法会等の信仰行事は、行事の中でも芸能等の一部分、若しくは「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料」として選定されるに止まっていたが、文化財の一類型としたのである。

信仰に用いられる有形の民俗資料は無形である行事に用いられて始めて意味があり、肝心の行事が衰亡しては形骸化するだけであるとの見解から、神社界は長年にわたり信仰行事に文化財保護法の適用を求めてきたのである。³⁸ 信仰行事を「民族の貴重な文化財」と位置づける神社界にとって、後世への継承に大きな可能性をもたらした。³⁹

平成八（一九九六）年の改正⁴⁰

文化財の中でも近代に属するものは種類・数量ともに大量で、従来の制度では十分に機能を果たせにくくなってきた。特に建造物は他の分野の文化財と比して、その保護の緊急性が高いとされた。そこで、対象物件の登録、現状変更の届出とこれに対する指導・助言・勧告等を基本とする「登録有形文

化財」の制度が導入された。

平成十六(二〇〇四)年の改正⁴³⁾

改正を重ねるにしたがい文化財の体系は多様化していく傾向にある。この度の改正では、次の新たな文化財の一類型を加えた。

○文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義し、都道府県又は市町村の申請により重要な文化的景観として選定できることとした。

神社は周囲の環境と断絶して存在するのではない。神体山や神木・鎮守の森等の自然やその地域の産業と一体であり、生活環境に則した様々な信仰行事や芸能等の文化的営みが行われる。この類型の制定は神社界にとって意義が深い。⁴⁴⁾

この他、民俗文化財の定義が拡充され、「民俗技術」が追加された。また、文化財の登録制度も拡充され、登録有形文化財の対象に「美術工芸品」が追加、さらに「登録有形民俗文化財」「登録記念物」の制度が設けられた。

現在の文化財の体系

これまでの改正を整理すると、文化財の体系は次の如く認識される。⁴⁴⁾

①有形文化財

建造物

重要文化財(国宝を含む)

近世以前 神社、寺院、城郭、住宅、民家、その他

近代 宗教、学校、官公庁舎、産業・交通・土木、住居、文化施設、

商業・業務、その他

登録有形文化財

産業1次、産業2次、産業3次、交通、官公庁舎、学校、生活関連、

文化福祉、住宅、治山治水、その他
建築物、土木構造物、その他工作物

美術工芸品 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、

歴史資料

重要文化財、登録有形文化財ともに同じ

②無形文化財

重要無形文化財・選択無形文化財

芸能 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、音楽、舞踏、演芸、

人形浄瑠璃、その他

工芸技術 陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、撥鏝、手漉和紙、

截金、その他

③民俗文化財

重要有形民俗文化財・登録有形民俗文化財

衣食住に用いられるもの、生産・生業に用いられるもの、交通・運

輸・通信に用いられるもの、社会生活に用いられるもの、信仰に用

いられるもの、民俗知識に関して用いられるもの、民俗芸能・娯楽・

遊戯に用いられるもの、人の一生に関して用いられるもの、年中行

事に用いられるもの

重要無形民俗文化財・登録無形民俗文化財

風俗習慣

生産・生業、人生・儀礼、娯楽・競技、社会生活(民俗知識)、

年中行事、祭礼(信仰)、その他

民俗芸能

神楽、田楽、風流、語り物・祝福芸、延年・おこない、渡来芸、

舞台芸、その他

民俗技術

生産・生業、衣食住、その他

④記念物

史跡（特別史跡を含む）

貝塚・古墳等、都城跡等、社寺跡等、学校その他教育・学術・文化に関する遺跡、

医療施設その他社会・生活に関する遺跡、交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡、

墳墓・碑等、旧宅・園地等、外国及び外国人に関する遺跡

名勝（特別名勝を含む）

庭園、公園、橋梁、花樹、松原、岩石洞穴、峡谷溪流、瀑布、湖沼、

浮島、湧泉、海浜、島嶼、砂嘴、山岳、

丘陵高原平原、河川、展望地点

天然記念物（特別天然記念物を含む）

動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域

登録記念物

遺跡関係、名勝地関係、動物・植物及び地質鉱物関係

⑤文化的景観

重要文化的景観

⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群保護地区・重要伝統的建造物群保護地区

港町、講中町、鉾山町、在郷町、山村、山村集落、寺内町、社家町、

宿場町、商家町、城下町、製塩町、製磁町、製蠟町、茶屋町、島の

農村集落、農村集落、武家町、門前町、養蚕町、里坊群、その他

○選定保存技術

文化財の保存に必要な技術や技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

○埋蔵文化財

地下に埋蔵されている主として遺跡や遺物

次章において、右の体系による文化財と我が国伝統文化の所産である神社

との関係について考察する。

四 文化財と神社の関係

我が国の文化財保護制度はその濫觴である「古社寺保存法」に見られるように当初は社寺を中心としたものであった。伝統的な建造物や美術工芸品が数多く社寺に伝えられてきたためである。したがって本章では文化財と神社との関係について考察する。

文化財とは価値を有する文化的所産であり、我が国の文化の考証に必要なものである。したがって、それが神社関係の文化財であれば神社という日本文化の考証に必須であると言える。

文化財と神社の関係について、先ず神社の特性について考察すると、次に掲げる特色を有していることが挙げられる。

先ず、神社は「六国史」⁴³や『延喜式』⁴⁴にも見られ、古代から現代へ連続と続く「歴史性」⁴⁵があげられる。

六世紀中葉に我が国に伝来した仏教は、朝廷や幕府の庇護により仏教文化が繁栄した。このため全国いたるところに寺院がある。

文化財に関して例を挙げると、有形文化財である建造物の細目に寺院が設定されており、平成二十（二〇〇八）年十二月二日現在、重要文化財（国宝を含む）の建造物二、三四四件四、二七二棟のうち八四六件一、一一五棟が寺院である。⁴⁶しかし、仏教文化がいかに繁栄しても神社は衰滅することはなかった。

次に、我が国の生活環境には必ず神社が存するという「普遍性」がある。例えば、我が国の文化は農耕と密接な関係にあることは周知の通りだが、神社にも農耕に関する行事が多い。中でも、豊作を願って行われる田遊びや田植行事⁴⁸などはその代表例と言えよう。

また、農耕儀礼に限らず、初詣・節分祭・春祭・夏祭・秋祭・大祓等の年中行事、初宮詣・七五三・成人式・結婚式・厄祓等の通過儀礼、それに伴う芸能、さらに神葬祭や年祭、安産・家内安全・商売繁盛・交通安全・合格等の諸祈願が神社を中心として行われている。これらは国内に居住する者であれば誰もが一度は経験若しくは見聞する行事である。また、神社は人が住む所―例えば市町村を単位として―には必ず一社以上鎮座する。これもまた国内に居住する者であれば誰もが一度は目にする風景である。³⁹これは日本文化の特性の一つである。なお、「国内に居住する者」としたのは、我が国の生活環境には必ず神社が存することを確認するためである。

人間が生活するところには文化的営みが生じる。我が国の生活環境に神社が存する以上、そこには何らかの文化的役割があるものと考えられる。その一つとして信仰の対象であること、さらに信仰を基盤とした諸々の所産を挙げることができる。

それは、神社とは神が鎮座するところであり、本殿・拜殿・神楽殿・瑞垣・門・鳥居・廻廊等の様々な建造物があり神事祭礼が行われる場であるという「機能性」である。

文化財保護法では建造物の細目に神社も設定されており、平成二十年十二月二日現在、重要文化財（国宝を含む）の建造物二、三四四件四、二七二棟のうち五六一件一、一六〇棟が神社である。⁴⁰そして神社には奉賛や崇敬の証しとして、絵画や彫刻類、甲冑や太刀等の美術工芸品の類が奉納される。また、祭礼や境内若しくは縁起が描かれた屏風や絵図・絵巻、神画像、神像、三社託宣等の書跡、由緒沿革や祭礼の次第等が記された典籍や古文書、境内地から発掘された遺物（考古資料）、神社の造営図等（歴史資料）は所蔵者の如くに関わらず、神社関係の文化財であると言える。

さらに、祭礼時に行われる芸能や奉納品等を制作する技術（無形文化財）、祭礼行事やそこで用いられるもの等（民俗文化財）、社寺跡や神社庭園・神木等（記念物）、神社を含む町並み（伝統的建造物群）や景観（文化的景観）

がある。これらには必ずしも神社が主体とならない場合もあるが、神社には有形・無形の文化的所産が存し、多岐にわたり文化財と関係していることは言えよう。

それでは、神社が右の特性を有する理由は何か。また、神社関係の文化財が多く存するのは何故か。貴重であるということだけでは長い年月の存続を保つことは難しい。「伝えるべきもの」である理由が重要なのである。

神社には産土神・氏神・鎮守という表現があり、産土神とはその人が生まれた土地の守護神を、氏神とはその一族の祖先神または守護神を、鎮守とは一定区域の土地や場所の守護神をいう。

神社がその土地やそこに住む人々を守護する役割を担うのであるならば、それは個人や一代限りのものではない。先祖が守護を願い伝えてきたものを自分達も継承し、子孫も守護されるように後世に伝えなければならない。故にその土地に住む人々が共同して世代を越えて神社を維持し、後世に伝える意義が生じる。また、世の中の平穏無事を保つことは統治者の責務であり、それを祈念する神社は大きな役割を担っていた。その土地やそこに住む人々を守護する神社を維持することは統治者としての正当性を意味するのである。故に社殿の修造や祭祀の継続等、神社の維持は必要不可欠であった。⁴¹社殿を始めとする様々な建造物、豊作を祈り収穫を感謝する神事祭礼、奉納される品々や芸能は自分達を守護する神社への信仰の表現であり、その維持継承もまた信仰によって支えられる。

ここに神社は個人はもとより「その一家・一族」「その土地に住む人々」「統治者」にとつて共通の価値を有し、神社における有形・無形の所産は「後世に伝えるべきもの」として、長い年月を経て歴史上・学術上・芸能上・観賞上価値のあるもの＝文化財となる。神社に多くの文化財が存する由縁である。

おわりに

以上、神社と文化財の関係について、神社という視点に立脚して述べてきた。まず文化財保護行政の方針であるが、昭和二十年以前と以後とは性格を全く異にする。その最大の要因は「政教分離」である。これはGHQ（連合国軍最高司令本部）の政策であり、所謂「神道指令」を始めとして我が国の国民生活に少なからず影響を及ぼした。例えば、町内会や隣組での神社祭典費の募財や神札の頒布の禁止や修学旅行での社寺見学の禁止など極端な事例が生じた。さらには文化財保護行政にも影響が及び、社寺ゆえの特例が無く、祭礼や法会などの行事は宗教行事であるので、これを保護することは違憲の疑いがあるとの見解が生じた。

それが宗教的意義ではなく文化的価値の高い行事として認識されるようになったのは、昭和五十年の文化財保護法改正である。ここに神社の有形・無形の文化的所産が文化財として保護される基盤ができた。さらに平成十六年の改正では文化的景観として「環境」の保護が可能となった。

神社は我々の祖先が守り伝えてきた文化であり、その精華が神社関係の文化財である。

こうした文化財を創造し、守り継承してきた「心」の探究が神道関係文化財研究の課題である。

参考資料

「文化行政の歩み文化庁創設10周年にあたって」文化庁編、ぎょうせい、一九七八年

「神社本庁規程類集」神社本庁、神社新報社、一九八九年
国宝指定と日本美術史「月刊文化財No.411」岡田健、文化庁、一九九七年
「文化財保護法五十年史」文化庁ぎょうせい、二〇〇一年

我が国における文化財保護の史的展開・・・とくに戦前における考察「文化情報学9(1)」枝川明敬、駿河台大学情報学部、二〇〇二年六月

「最新改正文化財保護法」文化財保護法研究委員会、ぎょうせい、二〇〇六年
「わかりやすい文化財保護制度の解説」中村賢二郎、ぎょうせい、二〇〇七年
「無形民俗文化財の保護」大島暁雄、岩田書店、二〇〇七年

註

- ① 明治四(一八七二)年五月二十三日 太政官布告第二五一号
- ② 慶応四(一八六八)年三月十七日「神祇事務局ヨリ諸社へ達」を始めとする、神社から仏教的色彩を分離することを目的とした一連の布達。なお、同年九月八日に「明治」と改元、一世一元の制が始まった。
- ③ 「古器旧物保存方」では、祭器、古玉宝石、石弩雷斧、古鏡古鈴、銅器、古瓦、武器、古書画、古書籍並古経文、扁額、楽器、鐘鈸碑銘墨本、印章、文房諸具、農具、工匠器械、車輿、屋内諸具、布帛、衣服裝飾、皮革、貨幣、諸金製造器、陶器磁器等、漆器、度量權衡、茶器香具花器、遊戯具、雜職等偶人並兒玩、古仏像並仏具、化石などの品目が列挙されており、「古器物ハ上ハ神代ヨリ近世ニ至ル迄和品舶齋ニ不拘」報告するように指示している。
- ④ 明治四年七月の民部省廃止以降、社寺に関する事務を所管した。民部省は明治二(一八六九)年に太政官に設置され国内民政を管轄していた。
- ⑤ 明治七(一八七四)年五月二日 太政官布達第五九号
- ⑥ 明治十三(一八八〇)年十一月十五日 宮内省達乙第三号 各府県(沖縄県を除く)宛通牒
- ⑦ 明治三十(一八九七)年六月十日 法律第四九号
- ⑧ 明治二十八(一八九五)年、第九回帝国議会で貴族院・衆議院の両院において「古社寺保存会組織ニ関スル決議案」が可決し、内務省に古社寺保存会が設置された。
- ⑨ 大正八(一九一九)年四月十日 法律第四四号
- ⑩ 昭和四(一九二九)年三月二十八日 法律第一七号
- ⑪ 昭和八(一九三三)年四月一日 法律第四三号
- ⑫ 昭和二十四(一九四九)年二月に愛媛県の松山城、同年六月に北海道の福山城(松前城)、翌二十五(一九五〇)年二月に千葉県の長楽寺本堂、同年七月に京都府の鹿苑寺金閣が焼損・焼失している。
- ⑬ 神社新報昭和二十五年一月二日号五面記事。神社新報は昭和二十一(一九四六)

年七月八日創刊、神社界唯一の全国的メディア紙。

(14) 昭和二十一年設立、全国神社の包括法人。

(15) 昭和二十一年六月二日結成、神社本庁・教派神道連合会・全日本仏教会・日本キリスト教連合会・新日本宗教団体連合会により構成される。

(16) 神社新報昭和二十五年三月六日号一面記事。

(17) 当該都道府県下における神社の包括団体。

(18) 神社新報昭和二十五年六月十二日号一面記事。

(19) 神社新報昭和二十五年六月十二日号一面記事。

(20) 神社新報昭和二十五年八月二十一日号一面記事。

代表例として

宮司舞（北海道小樽市住吉神社）

松前神楽（北海道松前郡福島町福島神社）

唐組の技術（京都市八坂神社崇敬者 深見重助氏）

生間流包丁（京都市上京区猪熊通り出水上ル 小西甚三氏）

をあげている。

(21) 神社新報昭和二十五年十月二十三日号二面記事。

(22) 神社新報昭和二十五年十月二十三日号二面記事。

(23) 神社新報昭和二十六年（一九五一年）年十二月二十四日号二面記事。

(24) 神霊が憑依する物体。礼拝の対象。山や岩・滝・樹木等の自然の造形物から鏡や刀剣・玉・御幣・神像等の人工物まで様々である。

(25) 神社新報昭和二十六年十二月二十四日号二面記事。

(26) 神体と同じく神霊が宿る物体。

(27) 神社新報昭和二十九年（一九五四年）年三月二十二日号二面記事。

(28) 昭和二十三年（一九四八年）年四月二十日付神社本庁通達第八号「霊代拝観に関する件」

(29) 昭和四十七（一九七二年）年十一月十七日付神社本庁通達第九号「重ねて霊代拝観に関する件」

(30) 寺院にも「秘仏」があるが、仏像はその姿自体に「教え」が表現されており、人々に拝観されることが前提となっている。

(31) 重要文化財及び国宝（建造物・美術工芸品）昭和二十六年五月十日 文化財保護委員会告示第二号

登録有形文化財 平成十七（二〇〇五年）年三月二十八日 文部科学省告示第四四号

登録有形文化財（建造物）平成八（一九九六年）年八月三十日 文部省告示第一五二二号

登録美術品 平成十（一九九八年）年十一月二十七日 文部省告示第一五八号

重要無形文化財と保持者及び保持団体 昭和二十九年十二月二十五日 文化財保護委員会告示第五五号

登録作成等の措置を講ずべき無形文化財 昭和二十九年十二月二十五日 文化財保護委員会告示第五六号

重要有形民俗文化財 昭和二十九年十二月二十五日 文化財保護委員会告示第五八号

登録有形民俗文化財 平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四五号

重要無形民俗文化財 昭和五十（一九七五年）年十一月二十日 文部省告示第一五六号

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 昭和二十九年十二月二十五日 文化財保護委員会告示第五九号

史跡名勝天然記念物・特別史跡名勝天然記念物 昭和二十六年五月十日 文化財保護委員会告示第二号

登録記念物 平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四六号

重要伝統的建造物群保存地区 昭和五十年十一月二十日 文部省告示第一五七号

選定保存技術と保持者及び保持団体 昭和五十年十二月二十二日 文部省告示一六六号

重要な文化的景観 平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四七号

なお、文化財の指定・選定・認定の基準は適宜改正されている。

(32) 神社・寺院・宗教関係の建造物、神像等の美術工芸品、信仰に用いられるもの、祭礼（信仰）の行事等が文化財指定の対象とされるが、あくまで当該物件や行事が歴史上・芸術上・学術上・観賞上の価値が高いことが条件である。

(33) 昭和二十五年五月三十日 法律第二二四号

(34) 神社新報昭和二十五年三月六日号一面記事。

(35) 昭和二十九年五月二十九日 法律第一三二号

(36) 昭和五十年七月一日 法律第四九号

(37) 神社新報平成七（一九九五）年一月一日号五面記事で文化財建造物保存技術協会・日光社寺文化財保存会・美術院・全国社寺等屋根工事技術保存協会を取り上げて特集を組んで紹介している。

(38) 神社新報昭和四十四（一九六九年）年五月十七日号一面記事。

(39) 神社新報昭和五十年六月三十日号一面記事。

(40) 平成八年六月十二日 法律第六六号

(41) 平成十六（二〇〇四年）年五月二十八日 法律第六一一号

(42) 例えば、農業であれば五穀豊穰・漁業であれば大漁や海上安全・商業ならば商売繁盛等を目的とした行事が行われる。

(43) 例えば、古都京都の文化財（平成六（一九九四年）年）や古都奈良の文化財（平成十（一九九八年）年）が世界遺産に登録されたが、賀茂別雷神社・賀茂御祖神社、春日大社いづれも建造物のみではなく境内地と一体とされている。

(44) 例えば文化庁ホームページ文化財↓種類では、

(http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/index.html) では、文化財の種類について
国宝・重要文化財（建造物）

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei_kenzoubutu.html
国宝・重要文化財（美術工芸品）

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei_bijutsukougai.html
無形文化財

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/mukei.html>
民俗文化財

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/minzoku.html>
記念物

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/kinenbutsu.html>
文化的景観

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/keikan.html>
伝統的建造物群保存地区

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/hozonchiku.html>
選定保存技術

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/hozongijutsu.html>
埋蔵文化財

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/maizou.html>
登録有形文化財

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/touroku_yukei.html
に分類して解説している。

(45) 古代日本の正史である『日本書紀』・『続日本紀』・『日本後紀』・『続日本後紀』・『日本書紀』・『日本三代実録』の総称。

(46) 六国史には式内社以外の三九一の神社（国史見在社）が記載されている。延長五（九二七）年成立。巻九・十に全国二、八六一社の神社（式内社）が記載されている。

(47) 文化庁ホームページ 国宝・重要文化財（建造物）
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei_kenzoubutu.html

時代別棟数では奈良（二八）平安（三五）鎌倉（一四七）室町（三四七）桃山（二二八）江戸（四二六）明治（四）となっている。

(48) 板橋の田遊び（東京都板橋区、北野神社・諏訪神社）、昭和五十一（一九七六）年指定

藤守の田遊び（静岡県志太郡大井川町藤守、大井八幡宮）、昭和五十二（一九七七）年指定

住吉の御田植（大阪市住吉区住吉町、住吉大社）、昭和五十四（一九七九）年指定
都々古別神社の御田植（福島県東白川郡棚倉町八槻）、平成十六年指定

など、いづれも重要無形民俗文化財。農作業を模擬的に演じたり、実際の田植えや踊り等でその年の豊作を願う。

(49) 分類上では「民俗芸能―田楽」などに分類される。
文部科学省ホームページ 宗教統計調査（承認済）
http://www.mext.go.jp/b_menu/oukei/001/index39.htm

平成十八年度の統計では、神社数は八一、二四五あり、系統としては

神道系 八一、一六六
仏教系 二一

キリスト教系 〇
諸教系 五八

となっている。

(50) 文化庁ホームページ 国宝・重要文化財（建造物）
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei_kenzoubutu.html
時代別棟数では平安（四）鎌倉（四六）室町（三〇六）桃山（一五六）江戸（六四八）明治（一）となっている。

(51) 古代における祭政一致や近世大名の領国内の社寺造営など。

宮城県塩竈市に鎮座する鹽竈神社は寛文三（一六六三）年に所謂権現造・一社殿として造営されが、宝永元（一七〇四）年の造営では流造・三社殿とされた（現在の社殿。平成十四（二〇〇二）年に重要文化財に指定）。これを行った四代藩主伊達綱村は『鹽竈神社縁起』を作成させ、それまで諸説あった鹽竈神社の祭神を確定し、その治世に自ら大神主を勤める鹽竈神社に何度も参拝するほど崇敬が篤かったと伝えられる。

(52) 神社新報昭和二十一年十一月十八日号一面記事。

(53) 神社新報昭和二十三年八月三十日号一面記事。

(54) 神社新報昭和五十年六月三十日号一面記事。